

と、平成9年10月以降に離職して無業になった20～34歳の女性のうち、離職理由が「結婚のため」は25.8%、「育児のため」は29.0%で、この2つで離職理由の54.5%を占めている。

女性の就業の継続・中断については、多くの研究がなされてきている(永瀬 1998、2003; 大沢 2000 など)。結婚退職は減ってきているものの、第1子出産までに大多数の女性が就業を中断するパターンが若い世代においても変わっていないことや(今田 1996; 新谷 1998; 永瀬 1999; 岩澤 2003)、結婚時・出産時での就業継続の規定要因は異なること(新谷 1998; 永瀬 1999)、出産時の就業継続に関しては、賃金の多寡よりも育児資源の多寡や結婚・家族観が有意に影響していること(永瀬 1999)、学卒時の結婚・出産と就業に関する希望や仕事を通じての就業意識の変化が女性の就業選択に影響を与えていること(冨田 1998; 丸山 2001)、第1子出産時にフルタイム就業を継続した女性は、その後も継続率が高いこと(丸山 2001)、などが指摘されている。

1985年の男女雇用機会均等法施行、1992年の育児休業法施行とその後の改正、エンゼルプランに始まる総合育児支援策の策定、少子化社会対策基本法・次世代育成支援対策推進法の施行など、結婚・出産・子育てと就業の両立を支援する各種方策はすすめられてきているのにもかかわらず、多くの女性が第1子出産までに就業を中断して無職化し、多額の機会費用を被るという状況はあまり変わっていない。この割合の高さ自体については、法・制度の不備や家庭役割に関する男女の価値観の問題などが原因として大きいと考えられるが、本稿では、近年労働市場において大きな問題となりつつある非典型労働の拡がりや女性の就業継続率に与える影響、および女性の就業形態が持とうとする子ども数を異ならせるかという問題について考察してみたい。近年は長引く経済不況にともなって人件費節約のため派遣労働者、パートタイマー、アルバイトといった非典型労働者の採用が急激に増加しており、特に女性はその担い手となっている。非典型労働者は、育児休業など仕事と家庭の両立支援における法的保障の枠外にいる場合が多く、仕事の継続や賃金の面でも不安定な状況にある。現在でも男女の労働条件格差は問題であり続けているが、それに加えて就業形態(正規労働者か非典型労働者か)による労働条件格差も大きな問題となってきている。就業形態の違いは、持とうとする子ども数にも影響を及ぼしていることが推測される。

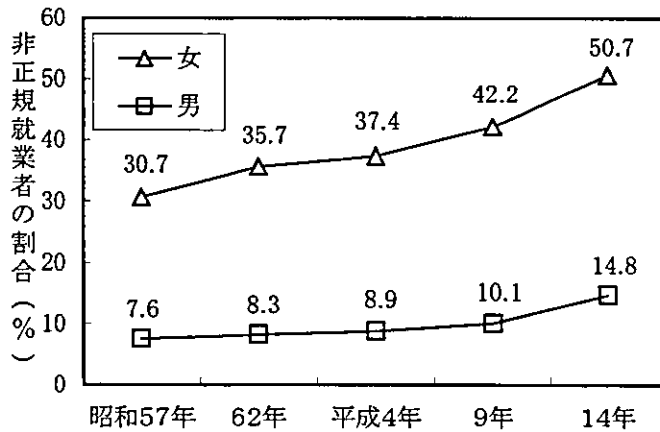
本研究では、まず出生動向基本調査・夫婦調査の個票データを用いて、出生年と学卒後の就業形態別に、結婚から第1子出産まで通しての就業の継続・中断状況について観察する。そして、非典型労働につく女性は、正規職の女性に比べて無職化しやすいのか、また、近年の非典型労働者割合の上昇は女性の就業継続にどのような効果を持つのか検討する。そして、就業形態と就業の継続状況が個々人の持とうとする子ども数に差異をもたらしているかどうか検討し、非典型労働の拡がりや出生行動へどのような影響を及ぼしているのか考察する。

1. 雇用情勢と非典型労働の拡がり

非典型労働とは、一般に、雇用者の中で典型労働(期間の定めがなく、フルタイムで働く雇用形態、正規の職員・従業員)以外のパート、アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱

託といった働き方をさす。就業構造基本調査によると、非正規労働者の割合は調査ごとに上昇している（図1）。平成14年調査においては過去最高を記録し、雇用者に占める非正規就業者割合³は、女性50.7%、男性14.8%となっている。結婚・出産が多く発生する女性20～34歳層では、雇用者に占める非正規就業者割合は41.5%（平成14年調査）にのぼる。

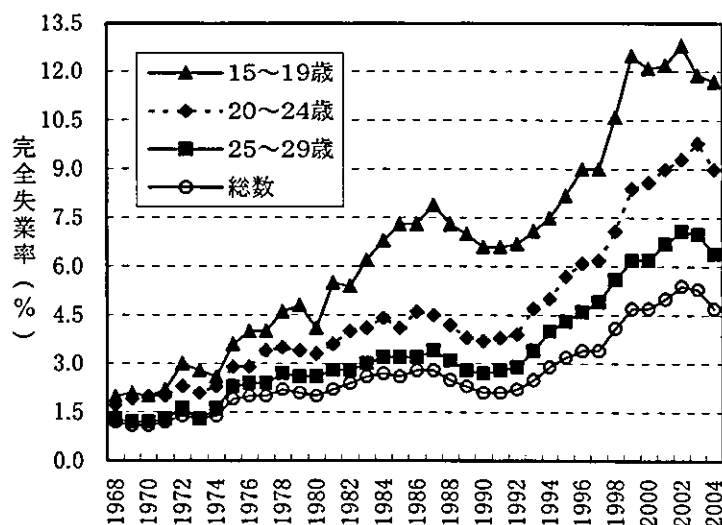
図1 雇用者に占める非正規就業者割合



資料：総務省統計局『就業構造基本調査』平成14年。

就職機会の多寡をみる指標として完全失業率をみると、その推移は図2の通りであり、バブルがはじけた1990年代初頭以降、失業率は大きく上昇を続け、とくに若年層では2000年以降、15～19歳で10%超、20代で6～10%で高止まりしている。

図2 完全失業率の推移：総数および15～29歳



資料：総務省統計局『労働力調査』各年版。

³ 有業者（自営業主・家族従業者・雇用者）のうち、雇用者（会社などの役員、会社などの役員を除く雇用者）に占めるパート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他の合計の割合。

2. 結婚・出産と就業状況の変化

第12回出生動向基本調査・夫婦調査（以下、第12回夫婦調査と呼ぶ）は、全国の年齢50歳未満の有配偶女子を対象とした調査である。平成14年国民生活基礎調査の調査地区（国勢調査用に設定された約94万調査地区から系統抽出法で抽出された1048調査地区）からもう一度系統抽出法によって抽出された600調査地区にて、配票自計、密封回収方式で2002年6月に実施された。調査客体数は9021人、回収票数は8382票、うち有効票数は7916票（有効回収率87.8%）である。さらに、有効票数のうち6949票が初婚同士の夫婦についての回答で、本稿においては分析をこのサンプルに限定して行うことにする。

第12回夫婦調査では、女性の就業状況について、学校を卒業した直後、現在の結婚を決めたとき、現在、第1子の妊娠がわかったとき、第1子が1歳になったとき、の5時点について調べている。学卒直後、結婚決意時、現在は全員が回答、第1子妊娠時・1歳時については出産経験ありの女性のみが回答している。

表1では、民間正規職員⁴の割合が一番高いのは学校卒業直後であり、結婚・出産を経て減少していく傾向がみとれる。図1は、子どもを1人以上持っており、従業上の地位が民間／官公庁正規職員、パート等、自営等、無職・家事であるものに限って割合を計算した結果である。

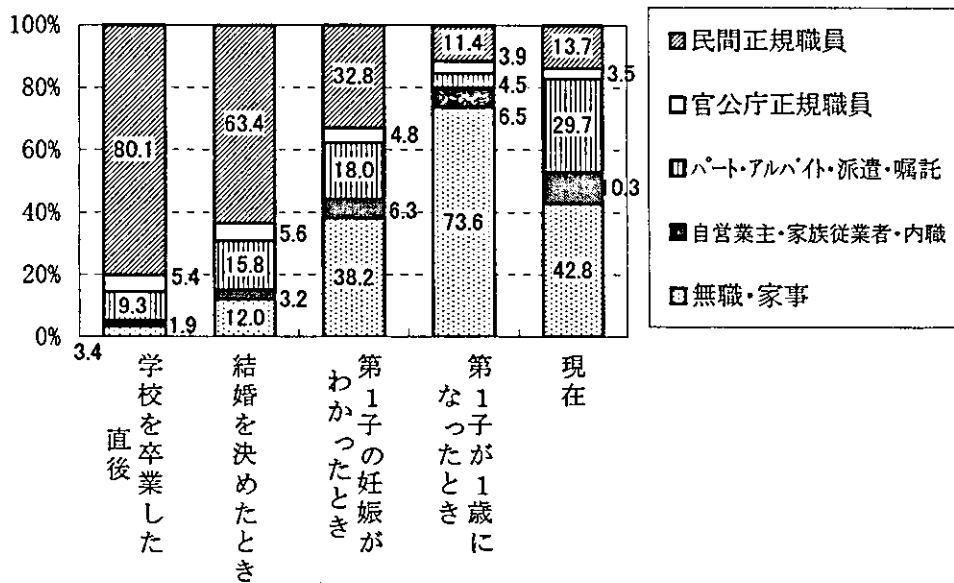
表1 学校卒業後～現在までの従業上の地位の変化

従業上の地位	学校を卒業した直後		結婚を決めたとき		第1子の妊娠がわかったとき		第1子が1歳になったとき		現在	
	標本数	割合(%)	標本数	割合(%)	標本数	割合(%)	標本数	割合(%)	標本数	割合(%)
民間正規職員	5117	73.6	4101	59.0	1754	25.2	604	8.7	1042	15.0
官公庁正規職員	327	4.7	343	4.9	254	3.7	208	3.0	233	3.4
パート・アルバイト・派遣・嘱託	658	9.5	1061	15.3	961	13.8	240	3.5	1972	28.4
自営業主・家族従業者・内職	120	1.7	197	2.8	336	4.8	341	4.9	649	9.3
無職・家事	212	3.1	746	10.7	2039	29.3	3887	55.9	2792	40.2
学生	136	2.0	68	1.0	28	0.4	9	0.1	17	0.2
従業上の地位不詳	379	5.5	433	6.2	376	5.4	459	6.6	244	3.5
子どもはいない	—	—	—	—	816	11.7	816	11.7	—	—
子ども有無不詳	—	—	—	—	385	5.5	385	5.5	—	—
合計	6949	100.0	6949	100.0	6949	100.0	6949	100.0	6949	100.0

図1によると、学校卒業後は民間・官公庁正規職についた女性が85.5%を占め、次いでパート・アルバイト・派遣・嘱託といった非典型労働についた女性が9.3%である。自営等をあわせると、96.6%の女性が何らかの仕事についたことがわかる。しかし、現在の結婚を決めたときは、正規職員割合は69.0%、妊娠時は同37.6%、第1子1歳時は同15.3%へ減少し、現在（調査時点）はわずかに回復して17.2%となる。非典型労働割合は、結婚前に15.8%に増加し、結婚後（第1子妊娠時）にはさらに18.0%に増えた後、出産後には4.5%へ減少して、現在は29.7%である。無職割合は、学卒直後の3.4%から、結婚を決めたときは12.0%、第1子妊娠時には38.2%、第1子1歳時には73.6%となっている。

⁴ 従業上の地位が「正規の職員」で、従業員数が「1～1000人以上」のサンプルを民間正規職員とし、「正規の職員」かつ従業員数が「官公庁」のサンプルを官公庁正規職員（公務員）とした。

図1 学校卒業後～現在までの従業上の地位の変化



しかし、これらの単純集計では、各時点での従業上の地位の異動が入り乱れており、厳密に就業パターンを観察するにはさらに細かい再集計が必要である。そこで、子どもを持っており、結婚前の従業上の地位が無職でなく、さらにどの時点かで自営等や学生ではないサンプルに限定して、その後の就業パターンを分類した。これを出生年別にクロス集計し、世代ごとの行動の差異を観察する。第12回夫婦調査では、1952～84年までの出生コーホートの女性について調べており、世代によって就業に対する考え方や学卒後に直面した雇用情勢が異なるからである。各出生コーホートの卒業年・結婚年については表2にまとめてあるが、バブル崩壊が起こった1990年までに卒業/結婚した割合、および実際に完全失業率が上昇を始めた1993年までに卒業/結婚した割合をみると、1973～77年生まれ、1978～84年生まれの女性たちは卒業も結婚もバブル崩壊後である世代といえる。1968～72年生まれの女性、および1963～67年生まれの女性たちのうち4分の1ほどは、卒業時はまだバブル崩壊前、結婚時はバブル崩壊後という世代である。卒業年・結婚年の90%以上が集中する年次(不詳を除く)は、1952～57年生まれでは卒業1970～78年(90.7%)、結婚1973～85年(91.4%)、1958～62年生まれでは卒業1976～85年(94.9%)、結婚1979～92年(93.1%)、1963～67年生まれでは卒業1981～90年(94.9%)、結婚1985～98年(92.0%)、1968～72年生まれでは卒業1987～95年(93.0%)、結婚1990～2001年(95.7%)、1973～77年生まれでは卒業1991～2000年(91.4%)、1994～2002年(98.1%)である。なお、1978～84年生まれの世代はサンプル数が少ないため、今後の分析からは除外する。

表2 出生コーホート別にみた、バブル崩壊までに卒業/結婚した女性の割合

出生年	1952～57年	1958～62年	1963～67年	1968～72年	1973～77年	1978～84年	総数
調査時年齢	45～49歳	40～44歳	35～39歳	30～34歳	25～29歳	18～24歳	
1990年までに卒業(%)	99.9	99.3	97.6	61.2	4.0	—	77.8
1993年までに卒業(%)	99.9	99.4	98.9	91.0	37.6	5.6	88.2
1990年までに結婚(%)	98.5	89.7	46.5	6.1	—	—	53.0
1993年までに結婚(%)	99.5	96.1	75.3	23.6	1.9	—	64.5
(標本数)	(1452)	(1260)	(1309)	(1193)	(756)	(125)	(6095)

就業パターンを出生年別にクロス集計したものは表3である。まず、最下行にある「結婚前非典型労働者割合」をみると、1967年生まれまでの世代では14~16%程度であったが、バブル崩壊後に結婚した女性が多い出生コーホートでは、1968~72年生まれて21.2%、1973~77年生まれて30.4%と増加しており、非典型労働に従事する女性の割合が広がっている様子がわかる。

表3 出生コーホート別にみた、女性の就業パターン（子どもを持つ女性）

就業パターン/出生年	1952~57	1958~62	1963~67	1968~72	1973~77	総数
結婚前正規総数 (標本数)	100.0 (703)	100.0 (702)	100.0 (748)	100.0 (546)	100.0 (200)	100.0 (2899)
正規一貫就業	19.1	18.2	17.1	19.0	19.0	18.4
結婚前正規・出産後非典型	3.3	4.0	3.7	4.4	7.0	4.0
結婚前正規・出産後無職	77.4	76.9	78.9	76.0	73.5	77.1
結婚前正規・出産後正規	0.3	0.9	0.3	0.5	0.5	0.5
結婚前公務員総数 (標本数)	100.0 (88)	100.0 (69)	100.0 (66)	100.0 (39)	100.0 (11)	100.0 (273)
公務員一貫就業	72.7	69.6	74.2	71.8	81.8	72.5
結婚前公務員・出産後非典型	—	—	1.5	—	—	0.4
結婚前公務員・出産後無職	26.1	30.4	24.2	25.6	18.2	26.4
結婚前公務員・出産後正規	1.1	—	—	2.6	—	0.7
結婚前非典型総数 (標本数)	100.0 (138)	100.0 (138)	101.2 (165)	102.6 (156)	100.0 (92)	100.9 (689)
非典型一貫就業	13.0	9.4	9.7	6.4	13.0	10.0
結婚前非典型・出産後正規	3.6	3.6	1.8	2.6	1.1	2.6
結婚前非典型・出産後無職	83.3	87.0	88.5	91.0	85.9	87.4
結婚前非典型・出産後非典型	—	—	1.2	2.6	—	0.9
結婚前非典型労働者割合(%)	14.9	15.2	16.9	21.1	30.4	17.8

注1：各グループ4番目の「出産後正規」には民間正規・公務員の両方を含む。

注2：各就業パターンのデータ分類詳細は以下の通りである。

1：民間正規職、2：公務員、3：非典型職（派遣・パート・アルバイト）、5：無職・家事

数字の羅列は、左から順に、「現在の結婚を決めたとき」「第1子の妊娠がわかったとき」

「第1子が1歳になったとき」をあらわす。

「*」は1、2、3、5のどの従業上の地位だったのか特定しないことをあらわす。

一貫就業：正規111、公務員222、非典型333

結婚前正規・出産後非典型：133、1*3

結婚前正規・出産後無職：155、115、135、1*5

結婚前正規・出産後正規：1*1、1*2

結婚前公務員・出産後非典型：2*3

結婚前公務員・出産後無職：255、225、2*5

結婚前公務員・出産後正規：2*1、2*2

結婚前非典型・出産後正規：3*1、3*2

結婚前非典型・出産後無職：355、335、3*5

結婚前非典型・出産後非典型：3*3

結婚前に民間正規労働者だった女性で、第1子出産後まで正規就業を続ける割合は世代ごとにより変化がなく、17~19%程度にとどまっている。結婚前正規職で、結婚退職、出産退職を経て第1子1歳時に無職である割合は、7割を超える高さであるものの、若い世代で若干減ってきている。その代わりに、第1子出産後に非典型労働へ移行する女性が増加している。

同じ正規職でも、官公庁勤務の女性の場合はまったく様相が異なり、結婚前から第1子出産後まで一貫して就業を続ける女性が7割前後を占め、1973~77年生まれの女性では、継続者割合が8割にのぼる。公務員の場合、多くの女性が就業を継続している。こうした

公務員の就業継続の高さについては、育児休業の取得率が高い、夫も公務員であるなど、就業継続を高める「公務員的就業・育児環境」があると指摘されている（新谷 2000）。

結婚前に非典型労働者である場合は、出産後も就業している女性は約8～16%にとどまり、8～9割が無職となる。出産後無職の割合は、結婚前に民間正規労働者だった女性よりかなり高くなっている。非典型労働者は無職化しやすい傾向が示されているといえる。また、結婚前から一貫して非典型労働に従事している女性、および結婚前は正規職だが第1子出産後は非典型労働に移行している女性が若い世代で増加している一方、非典型労働から正規職へ移行する女性は稀で、1973～77年生まれでは1.1%ともっとも低い。一度非典型労働につくと、正規職に移行するケースはかなり少ないことがわかる。

表3の分類のうち、機会費用の発生しない正規一貫就業・公務員一貫就業と比べ、その他の就業パターンでは多かれ少なかれ機会費用が発生するコースである。非典型労働を一貫して続けるコースは、結婚・出産を経ても辞めていないという意味では機会費用は発生していないが、正規職と比べ低賃金であることが多い非典型労働に就いているという意味で大きな機会費用を被っているといえる。

表4は、表3のデータをもとに出生年別に第1子1歳時の従業上の地位別割合を出したものである。第1子1歳時に正規職である女性が減っている一方で、非典型職の女性が増えているので、この時点で就業している女性の割合は世代ごとにあまり変化はない。これに、第1子1歳时无職の割合a（非典型職含む）を足すと100%となるが、非典型労働者を含まない場合の無職割合bが次の行に示してある。結婚前に非典型労働者だった女性がおらず、全員が正規労働者だった場合の無職割合である。aとbでは、非典型労働を含む場合より、含まない場合で高くなっている。その差は1973～77年生まれの世代でもっとも大きく、bで示されている正規労働者の無職化率が下がっている効果を打ち消してしまっている。1960年代後半以降の世代、特に学校卒業時・結婚時に経済不況に陥っていた70年代生まれの世代では、無職になりやすい非典型労働者の増加が全体の第1子1歳时无職率の低下、つまり就業継続女性の増加とそれによる機会費用の減少を阻んでいる。

表4 出生年別にみた、第1子1歳時の従業上の地位別割合

	1952～57	1958～62	1963～67	1968～72	1973～77	総数
第1子1歳時正規職の割合	22.2 %	20.6	18.6	18.9	16.2	19.8
第1子1歳時非典型職の割合	4.4	4.5	4.8	5.1	8.6	5.0
第1子1歳時に就業している割合	26.6	25.1	23.4	24.0	24.8	24.8
第1子1歳时无職の割合(非典型職含む)(a)	73.4	74.9	76.8	76.5	75.2	75.4
第1子1歳时无職の割合(非典型職除く)(b)	71.7	72.8	74.4	72.6	70.6	72.8
無職割合の差(a-b)	1.7	2.2	2.4	3.9	4.6	2.6

3. 結婚・出産退職に関する多変量解析

前節において、クロス集計結果から非典型労働者が結婚・第1子出産を経て無職となりやすい傾向があること、そうした非典型労働者の割合が若い世代で増えており、それが女性の就業継続率の低下を阻んでいるということを指摘した。本節では、クロス集計で見いだされた非典型労働者の無職化傾向について、多変量解析を用いて統計的に有意であるか

を確かめる。方法としては、結婚・第1子出産に際して、民間正規労働者に比べてどのような属性の女性が無職となりやすいのかロジスティック回帰分析を試みた。これにより、結婚前あるいは第1子妊娠時の従業上の地位が民間正規職である女性にくらべ、非典型労働者が退職しやすいかどうかを検証する。分析に用いるサンプルは、結婚前（現在の結婚を決めたとき）に民間／官公庁正規労働者か非典型労働者であり、結婚後（第1子の妊娠がわかったとき）と第1子1歳時には民間／官公庁正規労働者・非典型労働者・無職のどれかであった女性に限り、無職の女性を1、それ以外を0とする2値変数を従属変数として推定した。説明変数は、結婚前／第1子妊娠時の従業上の地位（民間正規労働者（レファレンスカテゴリー）、公務員、非典型労働者）、妻と夫の学歴（高校（レファレンスカテゴリー）、専修学校（高卒後）、短大・高専、大学・大学院）、結婚年／第1子妊娠年の完全失業率（男女計）の3つである。また、ここでの限定に該当する対象全サンプルを用いた推定に加えて、出生年別にも推定を行って世代ごとの規定要因の差異も探った。

表5は結婚退職に関するロジスティック回帰分析の結果である。オッズ比とその有意水準が示してある。従業上の地位では、結婚前に民間正規労働者だった女性に比べ、非典型労働者の女性のオッズが有意に高く、無職になる確率が高いことを示している。1973～77年世代では、オッズ比がそれ以前の世代よりかなり高くなっている。

学歴は、妻の学歴の場合、1958～67年生まれの世代では専修学校・大学卒の女性で有意に無職となる確率が小さいが、1952～57年および1968～77年生まれの世代では学歴は有意ではなくなっている。夫の学歴では、どの世代でも夫が大卒だと妻の結婚退職確率は高く、若い世代ほどオッズ比が高くなっている。学歴は所得水準の代理変数とみなせるため、夫の経済力が高いほど妻が無職化する確率が高いことを示している。

結婚年の完全失業率はどの世代でも有意ではなかった。

表5 結婚退職に関するロジスティック回帰分析

説明変数	総数	出生年				
		1952～57年	1958～62年	1963～67年	1968～72年	1973～77年
結婚前民間正規労働者	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)
結婚前公務員	0.1230 **	0.1276 **	0.1633 **	0.1038 **	0.1037 **	0.0527 **
結婚前非典型労働者	1.7514 **	1.8011 *	1.7026 *	1.3070	1.8234 *	4.3862 **
妻学歴(高校)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)
妻学歴(専修)	0.6893 **	0.9532	0.5720 *	0.4625 **	1.0378	0.6149
妻学歴(短大)	0.9482	0.8668	0.9133	0.7675	1.1693	1.5683
妻学歴(大学)	0.5491 **	0.7484	0.6028 +	0.3358 **	0.5771	1.0510
夫学歴(高校)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)
夫学歴(専修)	1.0886	0.6486	3.0210 *	1.1927	0.6507	2.0425
夫学歴(短大)	1.4148	1.2522	1.1087	1.6593	1.8503	1.7817
夫学歴(大学)	1.8550 **	1.7439 **	1.7995 **	1.7027 **	2.8444 **	2.7460 *
結婚年失業率(男女計)	1.0239	0.6870	0.8330	1.1450	0.9404	0.8238
定数	2.4179 **	5.4028 **	3.8494 +	2.4305 *	2.9486 **	4.1845 +
Chi-Square	340.155 **	89.387 **	77.131 **	109.014 **	71.940 **	40.101 **
自由度	9	9	9	9	9	9
標本数	3706	847	881	964	717	270

注：初婚どうしの夫婦について。有意水準は**<0.01、*<0.05、+<0.1。

次に、出産退職に関するロジスティック回帰分析の結果は表6に示されている。1973～77年生まれの場合、第1子妊娠時に公務員で、その後出産退職した女性はいなかったため

分析から除いてある。これによると、第1子の妊娠がわかったときに民間正規労働者だった女性に比べ、非典型労働者だった女性の退職確率は有意に高い。結婚退職の分析と同じく、若い世代では無職となるオッズ比がそれ以前の世代より高くなっている。

妻の学歴では、1952～57年・1973～77年生まれの世代では有意でないが、それ以外の世代では大卒女性ほど継続確率が高いという結果が有意となっている。また、夫の学歴では、夫が大卒である場合にその妻が退職する確率が高い結果となっているが、1952～57年・1973～77年生まれの世代では有意でない。

妊娠がわかった年の完全失業率は、1973～77年生まれの女性で5%水準で有意となっており、高いほど出産退職しない確率が高いという結果が示されている。

表6 出産退職に関するロジスティック回帰分析

説明変数	総数	出生年				
		1952～57年	1958～62年	1963～67年	1968～72年	1973～77年
妊娠時民間正規労働者	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)
妊娠時公務員	0.1246 **	0.1526 **	0.1872 **	0.1233 **	0.0640 **	—
妊娠時非典型労働者	3.2567 **	2.8373 **	3.2008 **	3.2791 **	3.8023 **	5.7156 **
妻学歴(高校)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)
妻学歴(専修)	0.6365 **	1.1187	0.5521 +	0.4918 **	0.6150	0.7398
妻学歴(短大)	0.8257	0.7568	0.9372	0.5880 *	0.9176	1.3644
妻学歴(大学)	0.4901 **	0.6065	0.5892 +	0.3167 **	0.3330 *	1.5478
夫学歴(高校)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)	(1.0000)
夫学歴(専修)	1.3756	0.7262	2.5975 +	1.4146	1.1234	2.3227
夫学歴(短大)	1.5499	1.2035	1.3786	1.2783	2.2810	1.9072
夫学歴(大学)	1.5541 **	1.3404	1.4962 +	1.6722 *	2.4435 **	1.5278
妊娠年失業率(男女計)	1.0132	0.5030 +	0.7339	0.9499	1.0253	0.5442 *
定数	1.4474 *	5.9423 *	3.0765	2.0910 +	1.3766	13.0332 *
Chi-Square	398.543 **	80.238 **	88.765 **	120.333 **	93.404 **	29.916 **
自由度	9	9	9	9	9	9
標本数	2378	475	575	619	474	208

注:初婚どうしの夫婦について。有意水準は** < 0.01、* < 0.05、+ < 0.1。

以上の分析から、非典型労働者の場合は結婚・出産時に退職して無職となりやすいことが確認された。

4. 就業形態が子ども数に及ぼす影響

前節までの分析から、近年増加している非典型労働者は結婚や出産に際して退職し無職となりやすいことが見出された。第12回夫婦調査のデータによると、第1子1歳時に正規労働者(民間/官公庁正規労働者)の無職率は72.8%(表4参照)で、非典型労働者も含めるとその率が上がって75.4%が就業を中断する状況である。これらの就業中断グループは機会費用の高い群である。正規労働に従事する女性の無職化率が少しずつ下がってきている中で、無職化確率の高い非典型労働者が増加していることは、全体として結婚・出産の機会費用の軽減を阻む要因となっている。

では、機会費用が高いグループと低いグループでは、持とうと予定している子ども数に違いが見られるだろうか。本節では、就業パターンや従業上の地位の差異が予定子ども数に影響を及ぼしているかどうかを検討する。

図4は、就業パターン別にみた平均予定子ども数である。これによると、出産後の従業上の地位によって平均値が異なることが分かる。もっとも高い平均値を持つのは公務員で、特に結婚前から一貫して就業継続しているグループで値が高い。これは、就業環境が仕事の継続に有利であることに加え、子どもを持ち、仕事と家庭を両立させたいと思う女性が官公庁正規職を選んでいるというサンプルセレクションもあるだろう。

次に高いのは、民間正規職を結婚前から出産後まで継続しているグループである。それに比べて、結婚前は正規職でも、第1子出産までに退職したグループや、第1子1歳時には非正規職へと移っているグループでは平均値が低くなっている。

同様に、結婚前に非典型労働についていた女性の平均値も低い。非典型労働の場合は、第1子1歳時まで一貫して就業を継続していたとしても平均値が低く、正規職を持つ女性に比べて予定する子ども数は少ない傾向がある。

図4 就業パターン別にみた、平均予定子ども数

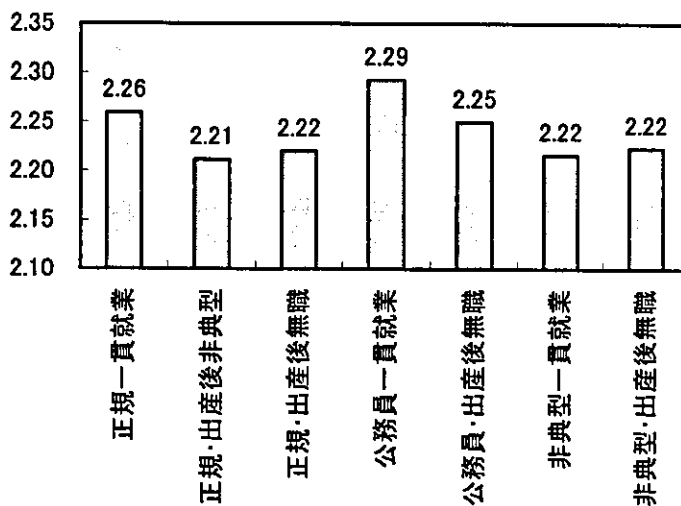


表7は、就業パターン別にみた予定子ども数分布である。予定子ども数平均値の低い第1子1歳時非典型労働・無職グループでは、予定子ども数1人の割合が高い。結婚前正規職・第1子1歳時無職グループでは、予定1人は正規一貫就業グループと同程度であるが、予定2人の割合が高く、予定3人以上とする女性は少ない。

永瀬（2002）では、非典型労働従事者は正規職従事者に比べ結婚ハザードが低く、非典型労働者の増加は結婚確率を引き下げて未婚化を促進する可能性があるという指摘しているが、さらに、結婚した女性においても非典型労働につく女性は妊娠・出産で仕事をやめる確率が高く、予定子ども数も少ない。妻が無職であるということは、夫のみが働く片働き世帯であるということであり、経済的な余裕のなさから予定する子ども数が少ないという因果関係もあるだろう。第1子1歳時に非典型労働に従事している女性も、所得が低いために同様の関連があることが推測される。

表7 就業パターン別にみた、予定子ども数分布

就業パターン	総数 (標本数)	1人	2人	3人	4人	5人以上
正規一貫就業	100.0% (535)	9.2	59.1	28.8	2.6	0.4
結婚前正規・第1子1歳時非典型	100.0% (118)	12.7	55.9	28.8	2.5	—
結婚前正規・第1子1歳時無職	100.0% (2248)	9.9	61.1	26.6	2.1	0.4
公務員一貫就業	100.0% (198)	6.6	62.1	26.8	4.5	—
結婚前公務員・第1子1歳時無職	100.0% (72)	12.5	54.2	29.2	4.2	—
非典型一貫就業	100.0% (74)	21.6	43.2	28.4	5.4	1.4
結婚前非典型・第1子1歳時無職	100.0% (614)	11.1	59.8	25.4	3.3	0.5

注:子どもを持っているサンプルに限っているため、予定子ども数0人はいない。また、予定子ども数不詳は除く。

表7は子どもが1人以上いる女性についての集計のため、表8で子どものいない女性について現在の従業上の地位をみたものを掲げておく。子どもがいない女性 816人中、結婚持続期間が0~4年と短いためにまだ子どもを持っていない可能性の高い夫婦を除いた288人について集計した。これによると、非典型労働や無職・家事の割合が民間正規職員より高い。子どもがいないために経済的に余裕があるから働いていないという女性や、もともと子どもが欲しくない女性も混在していると思われるが、非典型労働に従事していることや、無職であることが経済的な困難を招き、子どもを持ってないでいるケースもこの中には含まれるだろう。

表8 現在の従業上の地位 (子どものいない女性)

従業上の地位	割合	(標本数)
民間正規職員	20.1	(58)
官公庁正規職員	3.1	(9)
パート・アルバイト・派遣・嘱託	28.5	(82)
自営業主・家族従業者・内職	10.1	(29)
無職・家事	33.0	(95)
学生	5.2	(15)
総数	100.0	(288)

5. まとめと政策的含意

日本における出生率低下の要因研究において、女性の就業行動と少子化の関連は大きなテーマである。正規就業の継続困難、退職後の再就職の困難、税や社会保険における所得抑制誘導的な制度の存在、子どもが小さいうちは母親業に専念したい・するべきという希望や価値観が根強いこと等により、結婚・出産に伴って就業を中断する女性が7割という現状では、多くの女性が多額の機会費用を被っている状況であるといえる。その現実が、結婚や出産をためらわせる原因の一つとなっているということは、しばしば指摘されてきた。

機会費用の大きさは、女性の就業の継続・中断パターンがどのようなものであるかによるが、本稿では、近年労働市場において大きな問題となりつつある非典型労働の拡がりに注目し、これが女性の就業継続率に与える影響、および女性の就業形態が持とうとする子ども数を異ならせるかという問題について考察した。

出生動向基本調査・夫婦調査の個票データを用いて、出生年と結婚前の就業形態別に、結婚から第1子出産まで通しての就業の継続・中断状況について観察したところ、非典型労働につく女性は正規職の女性より無職化しやすいことが見いだされた。女性のなかで無職化しやすい非典型労働者の割合が上昇していることは、女性の就業継続率の上昇を阻んでいた。それはつまり結婚・出産の機会費用の低減を阻んでいるということになる。また、結婚・出産退職して第1子1歳時に無職となった女性、あるいはフルタイムの仕事から非典型労働へ移ったり、結婚前から非典型労働についていた女性は、正規の職員として一貫就業している女性より予定子ども数が少ない傾向にあることも分かった。就業を継続している女性は、辞めた女性と比べてもともと育児資源を多く持っている傾向にあり（永瀬1999）、これに加えて、機会費用をほとんど被らず、共働きであるために経済的に余裕のある世帯が多いことが予定子ども数平均値を高めた原因であると考えられる。

仕事と家庭の二重負担を軽減する方策として、時間集約的な育児が必要な期間におけるパートタイム労働の活用は有効な手だての一つである。しかし、現在の日本では、雇用の安定はあるが長時間労働や転勤に応じなくてはならない正規職か、時間はある程度自由になるが雇用が不安定で、正規職と同じ仕事をしていても賃金が著しく低い非典型労働かという2つの選択肢しかない。しかも、本稿の集計結果で見られたように、双方向に労働者の移動があるわけではなく、正規職から非典型労働へというほぼ一方的な流れとなっている。フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇の確保し、時間集約的な育児が必要な期間だけパートタイム労働へ転換するというタイプの働き方が可能になれば、非典型労働という就業形態は必ずしも少子化を促進する要因ではなくなるだろう。これにより正規就業の継続率が高まれば、少子化傾向の是正という積極的な意味さえ持ちうる。ただし、非典型労働の待遇を改善しても、有配偶女性の所得抑制に誘導するような社会保障制度・税制度がそのままであれば、少子化の是正に向けた働き方の柔軟性確保の効果は低減してしまう。家庭生活と仕事の両立を視野に入れた雇用システムの改善とともに、社会保障や税のシステムも見直しが必要となる。この両者がそろってはじめて、女性の就業パターンが変わり、未婚化、少子化の流れを食い止めることができるだろう。

参考文献

- Hugh, Davies, Heather Joshi, and Romana Peronaci, 2000, "Forgone income and motherhood: What do recent British data tell us? ", Population Studies, 54:3, pp.293-305.
- Joshi, Heather, 1990, "The cash opportunity costs of childbearing: An approach to estimation using British data", Population Studies, 44:1, pp.41-60.
- Joshi, Heather, 1998, "The opportunity costs of childbearing: More than mothers' business", Journal of Population Economics, 11:2, pp.161-183.
- Nishimura Tomo, 2000, "The married women's foregone earnings: Comparative study France-Japan", Workshop on policy measures concerning low fertility in France and Japan, IPSS Study Series 2000.1.
- 井口 泰・西村 智、2002「国際比較から見た雇用システムと少子化問題：効果的なポリシー・ミックスを求めて」国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』

東京大学出版会。

- 今田幸子（1996）「女子労働と就業継続」『日本労働研究雑誌』No.433、37-48頁。
- 大沢真知子（2000）「女性のキャリア形成と出生の変化」『統計』2000年3月号、28-34頁。
- 国立社会保障・人口問題研究所編（2004）『わが国夫婦の結婚過程と出生力：第12回出生動向基本調査』厚生統計協会。
- 新谷由里子（1998）「結婚・出産期の女性の就業とその規定要因：1980年代以降の出生行動の変化との関連より」『人口問題研究』第54巻第4号、46-62頁。
- 新谷由里子（2000）「出生力に対する公務員的就業環境効果の分析」高橋重郷編『少子化に関する家族・労働政策の影響と少子化の見通しに関する研究：平成11年度報告書』168-184頁。
- 富田安信（1998）「女性の就業意識と就業選択：結婚・出産・育児に直面して」『JIL リサーチ』No.35、4-9頁。
- 内閣府（2003）『平成15年度年次経済財政報告』。
- 永瀬伸子（1998）「女性の就業、結婚と出産の決定要因：全国都市データを用いた実証分析」『高齢社会における社会保障体制の再構築に関する理論研究事業：調査研究報告書Ⅱ』（財）長寿社会開発センター、82-91頁。
- 永瀬伸子（1999）「少子化の要因：就業環境か価値観の変化か：既婚者の就業形態選択と出産時期の選択」『人口問題研究』第55巻第2号、1-18頁。
- 永瀬伸子（2002）「若年層の雇用の非正規化と結婚行動」『人口問題研究』第58巻第2号、22-35頁。
- 永瀬伸子（2003）『育児休業制度に関する調査研究報告書：「女性の仕事と家庭生活に関する研究調査」結果を中心に』調査研究報告書No.157、日本労働研究機構。
- 丸山 桂、2001「女性労働者の活用と出産時の就業継続の要因分析」『人口問題研究』第57巻第2号、3-18頁。

5. フランスとスウェーデンの育児支援政策

和田 光平

1. はじめに

少子化は先進諸国を中心に進行しているが、そのなかでもとくに出生率回復に主たる目的をおいた家族政策を実施している数少ない国がフランスである。フランス以外に国全体で出生促進を明示的な目的として設定した家族政策を取っている国としてはシンガポールがある。他に国レベルではないが、フランス系移民が多いカナダのケベック州では州独自の出生促進政策を採用している。しかし、フランスは歴史的に18世紀後半以降出生率が長期的に低下してきたことを背景に、世界でも最も早くから家族政策を実施してきた国である。そこで本章では、現在でも一貫して実施されてきたフランスの家族政策のなかに、わが国少子化対策の具体的な政策的含意を求めて研究を進めてみたい。

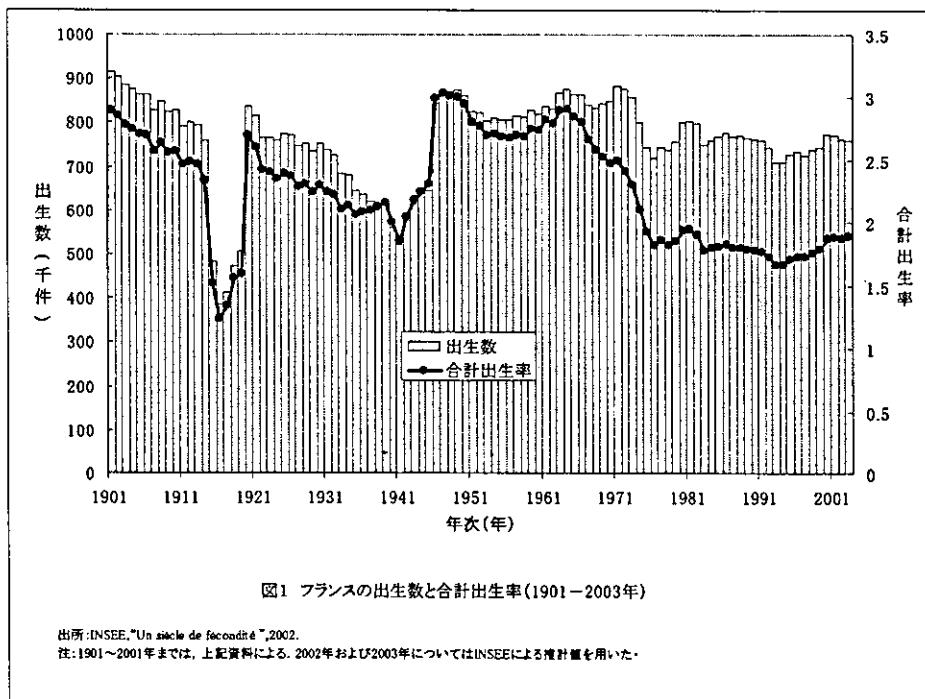
2. フランスにおける出生の動向

人口動態が歴史的近代化過程のなかで語られる際、その理論的支柱となるのが人口転換理論である。図1に20世紀初めから現在に至るまでのフランスにおける出生数と合計出生率を示した。出生力転換に関してフランスは、イギリス（この場合、イングランドとウェールズ）と同様に、1870年ころから開始したとされている。さらに、A. J. コールを中心としたプリンストン・グループによるハテライト指数の研究によれば、社会経済的發展後に出産抑制行動が多く普及したイギリスと異なり、フランスでは、發展以前から出産抑制の始まったことが特徴である（Coale, A. J. 1992）。この結果、19世紀後半に3台前半を推移していた合計出生率は、趨勢的に低下し続け、1930年代には置換水準である2.1に近いところまで低下することとなる。出生数もほぼ同様の動向を示している。その間、1916年前後（1915-1919年）ならびに1941年前後（1940-1942年）において著しく低水準であるのは、それぞれ第1次大戦ならびに第2次大戦の影響によるものである。その後やや低下傾向にあったものの、それでも50年代半ばで2.7を切る程度であり、これが1960年代前半に3近くまで再上昇する。そのため図を見れば明らかなように、第2次大戦後から1970年代までの間に、2つのピークをもつ山のような形状になっている。これがフランスにおけるベビーブームである。日本の場合、ベビーブームは「団塊の世代」とよばれ、1947-49年という短期間であったが、欧米の場合には比較的長く、フランスでは1970年代から急速に低下する以前までをひとつの塊とみなしてよいであろう。

なお、1960年代後半において、合計出生率が低下していることとは逆に出生数の増加している状況がみられるが、この現象は、戦後の第1次ベビーブーム世代の再生産年齢がこの時期に集中したことによる人口の規模効果が発生したことと、この時期に早婚現象がみられたことによるものである。しかし、この早婚現象は一時的なもので終わりその後はむしろ晩婚化の傾向となる。1970年代以降の出生数と合計出生率の両者の動向は、水準の差こそあれ、ほぼ同じような年次推移を示しているといえよう。合計出生率では1960年代、1970年代において急速に低下して、1974年において2.11としてほぼ置換水準にまで達し、翌1975年には、1.93となり置換水準を割り込んだまま依然として回復できない状況が持続して今に至っている。これはまさしく「少子化」状態である。ただし、これが現在のわ

が国のように1台前半にまで落ち込むようなことはなく、フランスにおいて1994年以降上昇傾向にあることは注視すべきである。近年のフランスにおける合計出生率上昇の要因としては2000年における婚姻率の高水準すなわちミレニアム婚も起因しており、さらにその背景には景気回復が影響を及ぼしているとも言われている(Doisneau, L. 2000)。

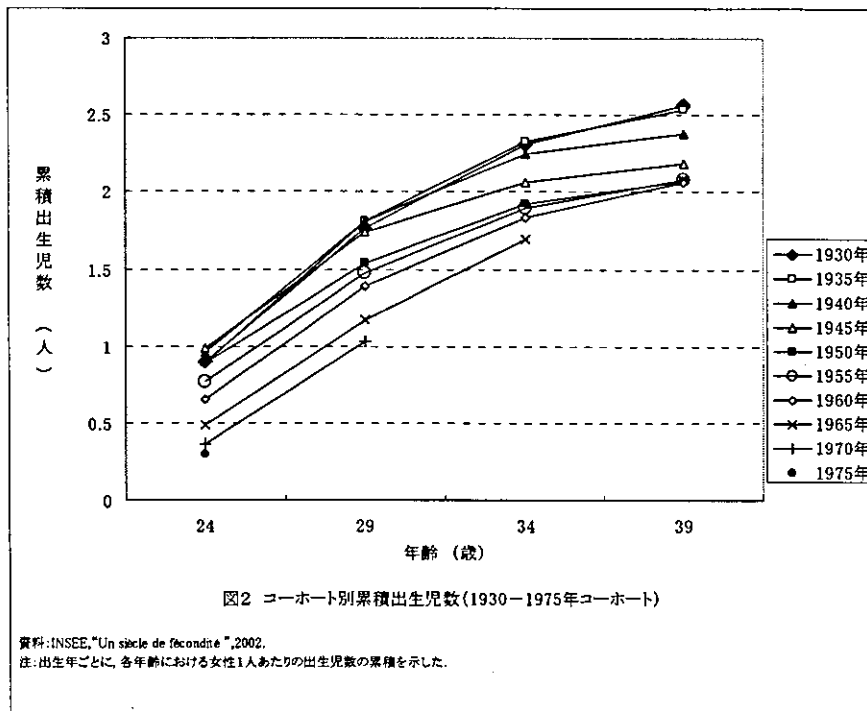
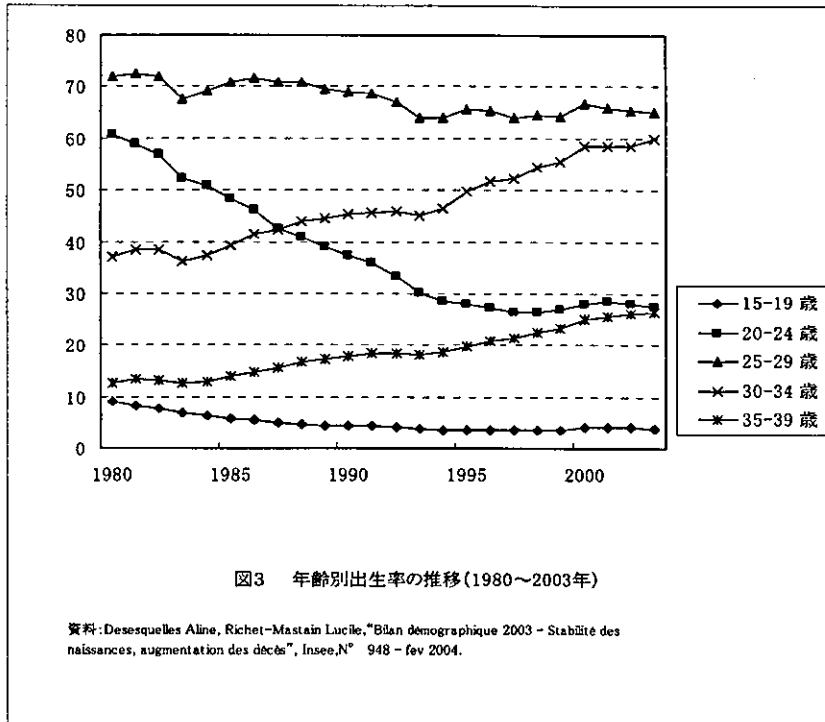
なお、産児調節に関連した制度的背景について触れておくと、フランスでは宗教的影響により中絶に対する抵抗感は強かったものの、1968年の5月革命の余波で妊娠中絶自由化運動の気運が高まり、それまで非合法であった人工妊娠中絶(妊娠10週目までの中絶)が1975年から5年間の時限立法として合法化され1979年には若干の修正を加えて恒久立法となった。これは当時のシモーヌ・ヴェイユ厚生大臣によって法案が採択されたため、いわゆるヴェイユ法ともよばれる。さらに1982年からは中絶費用も医療保険の適用を受けることになった。また避妊薬は1967年から認可され1974年には避妊薬が保険適用されるようになったため、70年代以降経口避妊薬(ピル)や子宮内避妊具(IUD)のような近代的な避妊手段が急速に普及した。1970年代の合計出生率の低下はこのような近代的な産児調節の状況によって後押しされたものと考えられる。



次に年齢別

出生率の推移と、コーホートごとの出生行動についてみておきたい。図2には、1930年から1970年までの出生コーホート別で、それぞれの年齢における女性1人あたりの累積出生児数を示したものである。1940年代においては30歳台以降の低下傾向がみられるが、戦後の1950年生まれ以降のコーホートについては明らかに別経路をたどっていることが確認できる。つまり1950年コーホート以降は29歳における累積値も1.5人とどまり、その遅れは39歳になっても取り戻せていない。さらに1965年コーホート、1970年コーホートというように段階的に下方シフトしていることが現在までの出生率低下となっていることがわかる。1975年コーホートの出生動向はまだ完結していないためわからないが、それ以降のコーホートも含めてその再生産行動が注視される場所である。図3には、ここ20余年における女子5歳階級別出生率の推移を示した。これによれば、20代前半の急速な低

下ならびに 20 代後半の緩やかな低下とは対照的に、30 代の前半ならびに後半において著しい上昇を確認できる。同時に平均出生年齢を示したが、これら年齢別出生率の動きを反映して上昇傾向にあることがわかる。すなわち近年においてはフランスにおいても他の先進諸国と同様、晩産化が進んでいるのである。この背景には晩婚化があるのではないかと考えられるため、次に、フランスにおける結婚状況について概観してみよう。



3. フランスにおける家族政策の現状

子どもを産むという意思決定は本来個人の自由な意志に基づかなければならないのであって、政府が干渉すべきことではないという考えも根強く、ほとんどの先進諸国においては、出生率の著しい低下にありながらも、出生促進という目的を前面に出した政策は現実的には実施しづらい状況にある。そのため、女性のための就業支援政策という形にして、副次的、結果論的な効果として、出生を促進することを期待している場合が多い。そのような中でフランスでは、家族政策を出生促進政策として、はっきりと打ち出してきた数少ない国のひとつである。その歴史は19世紀末から家族手当制度として始まり、1939年の「家族法典」の制定により、これがすべての就業者の家族にまで普及することになった。この家族給付制度が1945年の「社会保障法典」という全般的な社会保障制度へ統合されて現在に至るものである（岡田2000）。

フランスの家族政策の基本理念は、「選択の自由」と「負担の再分配」にある。子どもを社会の財産ととらえ、属地主義をとっていることにもその考えが窺える。家族政策という場合、「家族給付制度」、「育児休業制度」、「保育・教育環境整備」に大きく分けられるが、フランスが他国と比較してとくに優れているとされる家族給付制度や保育・教育環境整備について次に考えよう。

そのフランスの家族給付制度の特徴は、子ども数が1人では対象とならない手当が多く、ほとんどが2人以上の養育のために手厚く支給されること、とくに3人以上への手当に重点が置かれていることが出生促進的であるとよばれる所以である。また財源の大部分が税金と事業主負担の拠出金に依っている。この資金は「家族手当全国金庫」（Caisse nationale d'allocations familiales, CNAF）とよばれる国や企業からは独立した第三者の公的機関によって管理運営され、それが全国123の「家族手当金庫」（Caisse d'allocations familiales, CAF）へ分配され家族給付として実際に給付される。

フランスの社会保障は属地主義をとっており、家族給付についても同様で、フランスに居住するフランス人はもちろん、一定の要件を満たす外国人であっても、フランスに居住する16歳未満（高等教育を受けているなど特定の条件があれば20未満）の子どもの養育負担を負う者はすべて、その子のために給付を受けられる。また給付金額はいずれも算定基礎額（la base mensuelle de calcul des allocations familiales, BMAF）に対する比率（%）で定められ、月額で給付される。2004年1月1日時点でこのBMAFは353.59ユーロ（1ユーロ約134円とすれば、約4万7380円）である。なおここで示された比率は2004年時点のものである。家族政策制度を目的や対象により次のように分類できるであろう。

（1） 養育負担軽減のための家族給付

① 家族手当（Allocation familiale, AF）

子どもの人数に対応しており、1人の場合はゼロ、2人の場合BMAFの32%（約1万5千円）、3人の場合BMAFの73%（約3万5千円）、4人の場合BMAFの114%（約5万4千円）が各世帯に月々給付される。それ以上の場合は追加1人に対してBMAFの41%（約1万9千円）がさらに追加される。このことから多子家族を奨励する理念が典型的に理解できる。家族手当には日本と異なり、親の所得制限がない。低所得者に対しては、子どもの年齢に応じて、さらに比率が上乘せされる。

日本の場合、「児童手当」がこれに相当する。これは、小学校第3学年修了前（9歳

到達後最初の年度末)までの子どもに対して、第1子および第2子は月額5千円、第3子以降は月額1万円である。ただし、扶養親族や加入年金制度にもよるが、年間所得300万円から650万円程度の所得制限があり、2001年の所得制限緩和により支給率は72.5%から85%に上昇したが、フランスに限らず、ドイツ、イギリス、スウェーデンなど、児童手当に所得制限がない場合が多い。

② 家族補足手当 (Complement familial, CF)

これも家族手当同様に多子家族を奨励する意味が強い給付である。3歳以上の子どもを3人以上扶養している世帯へ BMAF の 41.65% (約2万円) が給付される。ただし、この手当は基本の家族手当を補うものであり、福祉政策的側面がある。そのため、給付にはゆるやかな所得制限がかけられている。

③ 新学年手当 (Allocation de rentree scolaire, ARS)

新学期(9月)直後の2月1日の時点で6歳に達し、新学年中の9月15日に18歳に満たない児童1名毎に BMAF の 20% (約9千円) が支給される。所得制限がある。

(2) 出産や3歳未満の乳幼児を養育している家庭を対象にした給付

④ 乳幼児手当 (Allocation pour jeune enfant, APJE)

妊娠4ヶ月から出産後3ヶ月目まで BMAF の 45.95% (約2万2千円) が給付される。所得制限があり、さらに低所得者に対しては、その子が3歳まで同比率の支給が延長される。この延長部分は同一家族については1人分だけしか適用されない。またこの手当は、家族補足手当や養育親手当とは同時受給することはできない。

⑤ 養育親手当 (Allocation parentale d'education, APE)

子どもを2人以上(少なくとも1人は3歳未満)有する者が、職業活動に従事していた場合、出産・育児に当たるために職業活動を中断するか労働時間を減らすときに支給される。またはこれは2歳から16歳までの養子を預かる場合にも1年間支給対象となる。完全に辞めて満額支給される場合には、BMAF の 142.57% (約6万8千円) が給付される。その他、労働時間を減らす割合に応じて、BMAF に対する比率は少なくなる。

この養育親手当は、日本の場合「出産手当金」に相当する。無給の出産休暇を取得したときに健康保険から支給されるもので、日給の60%を休暇日数分だけ最高98日分受給できる。

1985年にフランスにおいてこの手当の制度が開始された当初の理念は、3人以上の多子家族に対して、とくに母親が再就職したり、パートタイムでの継続就業が可能とするということにあった。つまり、育児と就業の両立支援政策の一環であった。ところが、1994年7月において家族政策改革に伴い、子ども数の条件が3人以上から2人以上と変更されて支給対象者が増加したため、とくに子どもが2人であって、満額支給される手当の金額よりも低い賃金しか得ていない場合には、女性の就業を抑制する効果があるとも言われている (Bonnet et Labbé)。

⑥ 在宅保育手当 (Allocation de garde d'enfant a domicile, AGED)

夫婦の双方あるいは単身者が職業活動に従事するにあたり、自宅において6歳未満の子どもを保育してもらう者を雇用する場合に適用される。但し、これは直接的な金銭給付という形式ではなく、被雇用者の社会保険料、一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金を一部肩代わりすることで実質的に補助している。所得制限はないが、補助金額は

子どもの年齢あるいは受給家庭の所得額に応じて50%あるいは75%相当額となる。

⑦ 公認保母雇用援助 (Aide a la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agreee, AFEMA)

6歳未満の子どもを自宅で公認保母が保育する場合、また学校へ迎えに行く場合に、被雇用者、雇用主双方の社会保険料を一部肩代わりする。公認保母の日給は、子どもあたり、SMIC (salaire minimum interprofessionnel de croissance(全業種一律最低賃金)の略称、2004年1月1日時点において、時給で7.61ユーロ(約1020円)、169時間(1ヵ月)労働に対して1286.09ユーロ(約17万2千円))の時給の5倍を超えない金額で雇用契約される。また、子どもの年齢と受給者の所得に応じて割増給付もある。

(3) 一人親家庭や養子を対象にした給付

⑧ 一人親手当 (Allocation de parent isole scolaire, API)

離別、死別、別居、未婚などの理由により、親が一人しかいない児童を実質的かつ継続的に養育している者へ BMAF の 150%が支給される。また児童が1人追加されるごとに BMAF の 50%が上乗せされる。なおこの手当は、妊娠の届出を行い法定の産前検診を受けた者が未婚の場合にも支給される。所得制限がある。

日本の場合、これに相当するものが母子家庭を対象とする「児童扶養手当」である。満額支給では月額4万2360円であり、それに対して父親からの金品も含む世帯所得に応じて減額調整される。児童手当ほどではないが、2002年時点で年間所得382万円以下のゆるやかな所得制限がある。

⑨ 家族支援手当 (Allocatin de soutien familial, ASF)

両親の一方あるいは両方を亡くした遺児、あるいは両親の一方あるいは両方との法的な親子関係が定まらない児童を、実質的かつ継続的に養育している者へ、この状態が両親の両方に適用されれば BMAF の 30%、片方に適用されれば BMAF の 22.5%が、この条件に当てはまる児童の人数に応じて支給される。

⑩ 養子手当 (Allocation d'adoption, AA)

養子にしたり、将来養子とするための児童を家庭において養育している場合に、その児童がその家庭において養育されてから21ヵ月間 BMAF の 45.95%が支給される。所得制限がある。

(4) 傷害・疾病を持つ児童を養育している家庭を対象にした給付

⑪ 特別教育手当 (Allocation d'education speciale, AES)

傷害のある20歳未満の子どもを養育するために支給される。傷害の程度は80%以上の場合に適用される。なお、傷害の程度が50%から80%であって、養護施設で教育を受けているか、あるいは定められた方法で自宅において養育されている場合にも受給資格がある。基本額としては BMAF の 32%が支給されるが、傷害の程度や親が減じる労働時間に応じてさらに補足支給される額が決められる。

日本の場合、これに相当するものが「特別児童扶養手当」である。20歳未満の障害のある子どもに対して、障害等級が1級の場合で月額5万900円、2級の場合で月額3万3900円が支給される。所得制限は扶養親族数によるが、2001年では本人が450万円から650万円程度、配偶者あるいは養育者が630万円から740万円程度である。

⑫ 親の付添手当 (Allocation de presence parentale, APP)

重病や、事故による重傷、あるいは重度の身体障害状態ある子どもをもつ労働者に対して、被用者であれば仕事を辞めるか労働時間を減少させる場合、また求職者であれば求職活動を中断する場合、有償の職業訓練を受けている者であればその訓練を中断する場合に支給される。仕事を減らすのが夫婦のうち両方なのか片方なのか、あるいは減らす労働時間などによって支給額が決定される。

4. 税制・社会保障を通じた育児支援政策

(1) 税制

フランスでは、「家族合算分割課税」、一般に「N分N乗方式」といわれる、多子家族には有利な課税方式が採られている。すなわち、家族全員分の所得を合計した家計所得に対して、家族数が2人（例えば夫婦のみ）の場合は2、3人（例えば夫婦に子が1人）の場合は2.5、4人（例えば夫婦に子が2人）以上の場合は家族数マイナス1という家族係数(quotient familial)でそれぞれ割った額に対応して所得税の税率を適用する。税率は累進的であるため、働いていないかあるいは低所得の子どもが多いほど、低い税率で済むことになり多子家族には有利となる。また住民税（地方税）も扶養家族数が考慮されている。さらに、「家庭内雇用に対する税控除」制度がある。これは自宅において家庭内における所用のためにフルタイムでもパートタイムでも雇用した場合には、その支払賃金の50%を税控除できるものであり、これが、家庭内における保育者や家庭教師などにも適用される。

自宅外での保育費用にも減税措置がある。これは、未婚者、配偶者と離別、死別した者、別居中の者であって、勤労収入がある者は、自宅以外の場所において7歳未満の子どもを預ける場合、公認保母や託児所などにかかる費用から AFEMA の支給額を控除した額が減税される。託児の費用のおよそ25%相当額がまかなえるとされる。これは、一人親家庭に対する援助でもあり同時に両立支援政策でもある。

(2) 社会保障

社会保障のうち年金については、通常3人の子どもを育てた親に対しては、将来受給できる年金の権利が拡大されるという利点がある。これは戦後導入されたものであるが、子どもの出産や養育のために就業の中断や辞職によって、年金期間が短くなるため、これによる将来の受給額に不利益が出ない措置とされる。具体的には、疾病や傷害、労災だけではなく、出産により年金給付を受けていた期間ならびに失業手当を受給していた期間については、保険料を納めなくても「みなし加入期間」として保険料を納めたことと同等と扱われる。また、母親の場合は子ども一人につき2年間、父親の場合には育児教育休暇(conge parental d'education)の取得期間も同様に「みなし加入期間」とされる。

なお、わが国においても2004年度年金改正によって、これまで1年間であって育児休業期間中のみみなし加入期間が3歳まで延長され、また就業を継続しても勤務時間の短縮に伴い報酬比例部分が少なくなることで年金給付が不利にならないように、育児期間前の標準報酬に応じた保険料が納付されたものとして取り扱い、給付額も算定されることとなった。

また出産に関わる医療保険は、日本と異なり、医療費、医薬品、医療器具さらには入院費もすべて医療保険金庫から払い戻される。また出産に係る講習会などのかかる費用なども一部払い戻される。

5. 保育・教育環境整備による育児支援政策

(1) 施設型保育

① 保育園 (creches collectives)

そのまま訳せば、「集団託児所」となるが、両親が共働き、あるいは母親が在学中など低年齢の養育が困難な場合に利用するので、日本でいう一般的な保育園に相当する。公立、私立の両方があるがいずれも県議会の認定を受けたものである。妊娠中に登録を済ませ、出産後3ヶ月から3歳までの子どもを週末以外の毎日、朝7時頃からかなり遅い時間まで柔軟に預けることができる。日本における保育士あるいは助産婦資格に相当するものとして「乳幼児専門看護婦 (puericultrice)」,あるいは「乳幼児専門看護婦補助者」があり、職員の過半数がこの資格を保持しなければならない。

1施設で50から60名程度の乳幼児を預かるが、施設の数が少なく、実際には就労している親の1割程度しか利用できない。そのため、受け入れ人数を20名程度の「ミニ保育園」や後述の保育施設を利用せざるを得ない場合も多い。

② 家庭保育園 (creches familiales)

上記の保育園を補完するために、地域自治体や家族手当公庫、企業などによって運営され、県が認定する保育園である。各家庭保育園に所属する公認保母が自宅で乳幼児を多くとも3名まで預かり、児童が2歳半頃になると、公認保母が連れ立って各家庭保育園へ通園する。保育方法などは、公認保母のほか家庭保育園の乳幼児専門看護婦や幼児専門教諭 (educatrice de jeunes enfants) によって検討され、さらに家庭保育園の園長がそれぞれの公認保母によって実施されている保育状況を定期的に点検することによって保育水準が維持されている。

保育時間は、通常の保育園よりもさらに柔軟であるし、公認保母によっては病児保育も可能である。また前述のように公認保母を雇用する場合には補助金が支給されるが、公認保母との個人契約では社会保険料の雇用者負担や、被雇用者たる公認保母の分の保険料払込みなどかなり煩雑な手続きが必要となる。したがって、この家庭保育園を利用するほうが手続きも簡単で済むという利点があるため、この家庭保育園は比較的用户が多い。託児料は親の所得や子ども数によって決められている。

③ 親保育園 (creches parentales)

子どもをもつ親達によって組織された保育園である。乳幼児専門看護婦などの専門家を所属させて、保育施設として県からの認定を受ける。1施設に生後3ヵ月以上3歳未満の子どもを20名程度預かる。年齢については柔軟に6歳まで預かることもできるが、3歳になると後述の保育学校へ入れるためにほとんどが3歳未満である。また親自身も少なくとも週に半日は保育に参加することが義務付けられていることが特徴である。託児料は家庭保育園と同様に親の所得や子ども数による。

④ 一時託児所 (halte garderie)

3ヵ月から3歳未満の子どもを時間単位で一時的に預かるものである。親の一方が働いていないか、パートタイム労働であるということが特徴的であり、つまりいわゆる家庭で保育をしている専業主婦が利用できるシステムとなっている。とくに都市部に多い。私立、公立両方があり、これまでの保育園と同じように家族手当公庫によって金銭的な援助を受けている。最近では、前述の保育園とこの一時保育所の機能を合わせた施設も